平成２８年（フ）第４２２号
横浜市都筑区仲町台４丁目27番15号　エルムハイムⅠ　205
債務者　田中　　努
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３１号
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納135番地５　伊礼アパート２階東
債務者　比嘉のり子（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１１１８号
千葉市中央区都町1254番地９　コスモ千葉グレイスヒルズ302号
破産者　石田まいこと　都　　姫永
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３号
千葉県市川市福栄１丁目17番13号
破産者　日本ユニバース株式会社
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４号
千葉県市川市幸１丁目15番15―301号　（ライフピア行徳２）
破産者　野口　育人
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０９０号
千葉市稲毛区小中台町670番地６　メゾン高栄Ｄ101号
破産者　藤谷　和正
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１７８号
千葉市緑区誉田町２丁目23番地13　コーポ金田201号
破産者　鈴木　房子
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２１２号
茨城県猿島郡五霞町原宿台３丁目21番地１
破産者　アーキテクト株式会社
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第７７８号
千葉市中央区新田町31番６－１号　ル・エルセルゼ201号、商業登記簿上の本店所在地千葉市中央区神明町25番地２君待橋102
破産者　株式会社ペアリングジャパン
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７７９号
千葉市中央区新田町31番６－１号　ル・エルセルゼ201号
破産者　木村　拓美
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１７２号
千葉市美浜区磯辺１丁目18番５号
破産者　楠岡　佳子
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０４９号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西29―1101
破産者　仁平　竜哉
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３６９号
静岡県島田市福用980番地
破産者　福用産業株式会社
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８号
静岡県賀茂郡東伊豆町大川1039番地の42
破産者　株式会社ページワン
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第８２５号
名古屋市西区あし原町194番地の１
破産者　有限会社コバヤシ
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８４７号
名古屋市中川区東春田１丁目60番地
破産者　株式会社セキュリティプランニング
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３２号
徳島市安宅１丁目７番２－３号
破産者　株式会社シニア・ライフシステム
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７５号
福島県会津若松市門田町大字一ノ堰字村西609番地
破産者　株式会社アイオン
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第２４８号
千葉県成田市美郷台２丁目25番地１（フロイデ・成田304）
破産者　石原　勇人
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２７４号
千葉県印西市小林1590番地53
破産者　須藤　正明
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部